

# 所得税の増税

## 1、給与収入に増税措置

高額な給与収入者には、給与収入から控除される必要経費（給与所得控除額）に以下の上限が設定されています。どんどん、課税強化されています。

平成 26 年、平成 17 年	平成 28 年	平成 29 年
年 1500 万円の給与収入 ⇒定額の 245 万円	年 1200 万円の給与収入 ⇒定額の 230 万円	年 1000 万円の給与収入 ⇒定額の 220 万円

## 2、累進税率の増税措置

平成 27 年からは累進税率の最高税率が 45%（5%アップ）になります。つまり、年 4000 万円超の課税所得には 45%（平成 26 年までは 40%）になりました。これに住民税 10%を加えると単純に 55%となりますので、五公五民を超えました。

なお、収入から必要経費等を差引き、さらに基礎控除等の所得控除額を控除したものを課税所得といいます。

課税所得	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 ～330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 ～695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 ～900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 ～1800 万円以下	33%	1,536,000 円
1800 万円超 ～4000 万円以下	40%	2,796,000 円
4000 万円超	45%	4,796,000 円

平成 26 年までの所得は、上図は、1800 万円超がすべて 40%です。